

[ 平成 21 年 9 月 定例会-10 月 09 日-07 号 ]

## ●子どもに優しいまちを目指して富士市こども条例制定について

◆8番（山下いづみ 議員） 私は、さきに通告してあります、子どもに優しいまちを目指して富士市こども条例制定についてお聞きいたします。

1989年に国連本会議で児童の権利に関する条例が採択され、日本においても児童権利に関する条約の締約国として、子どもにかかる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが要請されています。また、国連子どもの権利委員会は、日本の学校における過度な競争的体質やいじめを含む暴力の問題を繰り返し指摘しています。

富士市においても、学校でのストレス、不登校、いじめの問題があり、子どもたちの不満、不安を感じ取ることができます。それに加えて、子育てに不安を持つ親、保護者の支援の充実を図ることと、子どもを育てやすい環境整備も重要課題となっています。子どもを取り巻くさまざまな要因を考え、現在、そして未来に向けて、常に安心した環境で子どもが育っていける優しいまち富士市となっていくことが必要であると考えます。それには、さまざまな子どもへの支援が安定性と継続性を保つことが不可欠と言えるのではないかでしょうか。

全国の自治体では初めて 2000 年 12 月、神奈川県川崎市で子どもの権利に関する条例が制定されました。すべての市民が子育てや子どもの育成について議論を深め、家庭、学校、地域社会、企業、行政等が一体となって取り組みを進めるための指針として位置づけられたとされています。現在では 16 の市町で子ども総合条例を制定し—これは 2008 年 7 月 1 日現在です—およそ 20 の自治体が子ども条例策定途上にあります。また、子どもにかかる施策としては 50 強の自治体が取り組んでいます。各自治体では、子どもの権利条約、次世代育成支援対策推進法、青少年健全条例などの要素を盛り込み、子どもの視点に重きを置き、独自に展開をしています。

2002 年の国連子ども総会の成果文書「子どもにふさわしい世界」で自治体の役割が明確に認知されて子どもに優しいまちプロジェクトが推進されています。ユニセフの子どもにやさしいまち（CFC）事業は、子どもの権利を促進するための地域的統合システムであり、世界に広がりつつある取り組みです。イタリアのフィレンツェにあるユニセフ・イノセンティ研究センターに設置された CFC 事務局によれば、自治体において 9 つの要素が必要と指摘しています。それは、1 つに子どもの参加、2、子どもに優しい法的な枠組み（条例）、3、まち全体の子どもの権利戦略（総合的な政策・行動計画）、4、子どもの権利部局または調整の仕組み（行政組織）、5、事前・事後の子どもの影響評価（法律や政策の提案が子どもに影響を与える可能性のある効果について事前及び事後の評価）、6、子ども予算、7、定期的な自治体子ども白書（子どもの置かれた状況の分析）、8、子どもの権利の周知、9、独立した子どもアドボカシー（子どものための独立した権利救済・擁護活動）、これら 9 つの要素を見れば、法、組織、人をつなげることが大切であるということがわかります。

富士市においても、子どもに関する施策を総合的にとらえて、富士市の独自性を生かして、子どもに優しいまちを目指し、条例化していくことが大切であると考えますが、いかがでしょうか。これに関連し、以下質問をいたします。

1、富士市での子ども支援は児童の権利条約とどう結びつけ、実行されているのか。

2、子育て支援と子ども支援の共同はどのように行われているのか。

3、ワーク・ライフ・バランスは、現在の子育てにも大きな影響を与えると考えるが、富士市の現状はどうなっているのか。

4、子育てについて学校と家庭の義務と責務をどう考え、実行しているのか。

5、子ども施策にかかる保健、福祉、教育分野の協働は、これらすべてを総合的にとらえた実施、評価が必要であるが、どう実行されているのか。

以上5つをお聞きし、最初の質問といたします。

○議長（小長井義正 議員） 市長。

〔市長 鈴木 尚君 登壇〕

◎市長（鈴木尚君） 山下議員のご質問にお答えいたします。

初めに、4点目の子育てについて学校と家庭の義務と責務をどう考え、実行しているのかについてのご質問は、教育長から後ほどお答えいたしますので、ご了承願います。

まず、児童の権利に関する条約につきましては、世界じゅうの子どもが健やかに成長できるように、子どもの人権の尊重と保護の促進を目指したもので、平成元年に国際連合の総会で採択され、我が国は平成6年、この条約に批准いたしました。本市では、平成11年3月に、生まれ育つ子どもたちが明るく生き生きと生活できる社会を目指した富士市児童育成計画を作成し、平成15年7月制定の国の次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年3月に富士市次世代育成支援計画を策定し、「いつの時代でも『子どもの笑顔はみんなの希望』であり、『富士市の未来をつくる大きな力』である」という基本理念を掲げ、今後の取り組みを明確にし、計画の着実な達成に努めているところでございます。この基本理念をもとに、生まれ育つすべての子どもを主役ととらえ、子どもの権利の保障と自立の応援や子育てを地域で支える環境づくりに努めており、この計画内容は児童の権利に関する条約を配慮したものであります。

1点目の富士市での子ども支援は児童の権利条約とどう結びつけ、実行しているのかについてでありますが、富士市次世代育成支援計画に基づき、子ども支援に積極的に取り組んでまいりました。具体的には、児童健全育成事業として取り組んでおります放課後児童クラブに対しましては、その運営を各地区の運営委員会に委託し、地域の実情に合わせた運営をしていただいております。施設整備につきましては、そのクラブの要望等を聞き取り、富士市放課後児童クラブガイドラインに沿って整備を行っており、放課後の児童に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図っております。子育て支援拠点事業では、市内10カ所の地域子育て支援センターにおきまして、子育て家庭に対する育児不安についての相談指導や情報交換の場の提供など、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っております。

2点目の子育て支援と子ども支援の共同はどのように行われているのかについてであります、保護者に対する子育て支援と子ども自身に対する子ども支援に各種事業を実施しております。子育て支援課に家庭児童相談室を設置し、家庭相談員とケースワーカーが保護者、小中学校、幼稚園、保育園などから寄せられる児童に関する相談を受け付けております。相談は社会状況を反映し、保護者の問題、子ども自身の問題だけでなく、さまざまな要因が複雑に関連した内容となっておりまして、庁内関係各課だけでなく、県児童相談所、医療機関、児童福祉施設等と密接に連携をとりながら対応しております。

児童福祉週間事業といたしまして、毎年5月5日からの1週間、児童福祉に対する理解と認識を深めるための取り組みが全国的に実施されております。本市では、その一環とし

てワイワイわんぱく源平合戦を開催し、約 1000 人の親子がともに楽しみ、触れ合いの場とすることを目的に、親子で紙のかぶとづくりや子どもたちにさまざまな歴史ゲームなどを体験する事業を実施しております。また、市内 2 力所の児童館では、子どもが健全に遊び、学ぶことができるよう児童厚生員が指導し、工作や伝承遊びなどを行い、本の貸し出しや読み聞かせなど情操を豊かにするための事業等を実施しております。

3 点目のワーク・ライフ・バランスは現在の子育てにも大きな影響を与えると考えるが、富士市の現状はどうなっているのかについてであります。平成 19 年 12 月 18 日、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針が国において決定されました。憲章は、取り組みの大きな方向性を示すもので、今なぜ仕事と生活の調和が必要か、それが実現した社会の姿、関係者が果たすべき役割を示しております。

行動指針は、企業や働く者の効果的な取り組み、国や地方公共団体の施策の方針を示しております。これからは、働く人の心身の健康を確保し、家庭や地域活動や自己啓発などの生活時間と仕事を組み合わせる仕事と生活の調和を図ることがますます重要になってまいります。こうしたことから、商業労政課では、中小企業のワーク・ライフ・バランスの現況を把握するため、従業員 101 人から 300 人以下の全事業所を対象に、7 月、委託調査を実施したところであります。10 月半ばに調査結果がまとまりますので、次年度以降、施策に反映できるか検討してまいります。

また、10 月 21 日には、ラ・ホール富士において、事業主、人事労務担当者を対象に「ワーク・ライフ・バランスによる職場活性化で不況を突破する！」と題した講演会も予定しております。今後もさまざまな機会をとらえ、ワーク・ライフ・バランスの必要性を PR してまいります。

男女共同参画を推進する上で、性別にかかわらず多様な働き方や生き方が選択できるワーク・ライフ・バランスは重要であると認識しており、毎年、事業者や市民、地域団体等に対してさまざまな啓発活動を行っております。主なものとしては、男女共同参画地区推進員に対する研修、事業者向けパンフレットの配布、その他「広報ふじ」でも特集を組むなど市民向けにも広く啓発しております。

また、本 9 月議会で議決をいただきました男女共同参画都市宣言文におきましても、ワーク・ライフ・バランスに関する条文を盛り込んでおります。子育て支援課におきましては、平成 20 年度に、市内の 2000 事業所を対象に、仕事と子育ての両立支援に関する考え方や取り組みについて事業所アンケート調査を実施いたしました。この調査で、7 割の事業所が仕事と子育ての両立支援を重要と考えており、その認識度は従業員数に比例し意識が高い結果となりました。

5 点目の子ども施策にかかわる保健、福祉、教育分野の協働は、これらすべてを総合的にとらえた実施、評価が必要であるが、どう実行されているのかについてであります。母子保健事業の取り組みの中で、健やか親子 21 は、21 世紀の母子保健の主要な取り組みを提示する国民運動計画として平成 13 年よりスタートし、現在、次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画と足並みをそろえ、平成 26 年度まで計画及び行動期間が延長されており、今後の後期計画の策定にも包含されております。母子保健事業の実施状況により、支援が必要な家庭につきましては、健康対策課と子育て支援課が連携をとりながら、育児支援を継続しております。

教育委員会との連携につきましては、思春期保健検討会の委員として中学校校長、高等

学校校長及び各養護教諭とスクールカウンセラー、PTAの参加により運営されております。また、アレルギー疾患予防検討会では、養護教諭及び栄養士の参加により検討課題について意見をいただいております。子育て支援課では、現在、富士市次世代育成支援計画の後期計画の策定に取り組んでおり、市民団体や企業関係者の代表により構成する市民懇話会や、府内関係各課で構成する策定委員会と連携を図りながら、計画内容の検討を行っております。

今後も、次世代育成支援計画の後期計画の中で、子どもの権利が守られ、子どもたちが心身ともに健やかに育つことができる環境を目指し、関係する部局が連携を図り、子育て支援の一層の充実を図りたいと考えております。

以上であります。

○議長（小長井義正 議員） 教育長。

〔教育長 平岡彦三君 登壇〕

◎教育長（平岡彦三 君） 続きまして、先ほど市長がお答えした1点目の富士市で子ども支援は児童の権利条約とどう結びつけ、実行しているのかについて教育委員会の取り組みを説明させていただきます。

子どもの権利条約については、教科書にもさまざまな形で取り上げられており、子どもたちは授業の中で学習しています。例えば小学校では、6年生社会科の「憲法とわたしたちの暮らし」で子どもの権利条約について触っています。中学校では、社会科公民的分野の「基本的人権と個人の尊重」の中で子どもの人権について学習します。中学校3年生の国語科の「世界の子どもたち」という教材では、子どもの言葉で語られた権利条約の一節が取り上げられ、だれもがかけがえのない命の持ち主であり、生きる権利があることを学んでいきます。

また、学校のさまざまな教育活動においても、子どもの権利を尊重するように指導しています。例えば富士市の中学校では、話し合いの場に小グループでの活動を多く取り入れ、個々の考えを発表する機会をふやす取り組みを行っています。このことは、子どもの権利条約の第12条「意見を表す権利」や第13条「表現の自由」につながっています。また、教職員は、個々の持っているよいところを伸ばすために、子どもの言動や作品の中にその子のよさを見つけて褒めることを日々心がけています。こうした1人1人の子どもを大切に育てることは、子どもの権利条約の第29条「教育の目的」を遵守する取り組みであると言えます。

次に、4点目の子育てについて学校と家庭の義務と責務をどう考え、実行しているのかについてです。子どもは、本来未熟な存在であり、家庭・学校・地域が責任を持って育てていかなければいけないと考えます。そこで、教育委員会では、魅力ある学校をつくる取り組みとして、平成16年から第1次、平成19年から第2次と、ふじの未来の教育を考える懇談会を開催してきました。教育の主人公である子どもを中心に、家庭・教職員・地域の人々の4者を教育の当事者ととらえ、それぞれが役割を果たすため、取り組んでいきたいことを「みんなで育てよう！ふじの子育て」として提案してきました。

さらに、平成21年4月には、その第2弾として「みんなでつづけよう！ふじの子育て」というリーフレットを作成し、教育の4当事者に配布しました。その中で、富士の子どもの生活習慣、モラル、マナーを、子ども、家庭、教職員、地域の人々でつくっていきましょうと呼びかけ、具体的に取り組んでいきたいことをはっきりと掲げています。このように、富士市教育委員会では、子どもと家庭、教職員、地域の人々の取り組みをしっかりと

応援し、ともに行動しています。

以上でございます。

○議長（小長井義正 議員） 8番山下議員。

◆8番（山下いづみ 議員） ありがとうございます。いろいろと富士市では支援をしているということですけれども、ここに一番多く出ていた基本というのが次世代育成推進法に基づきというところで、今、半分終わってまた5年だというところだと思います。そのところなんですが、今回、条例制定をというのが一番言いたいところなんですが、他の自治体でやっているところをいろいろと調べたり、また、お話を聞いてみました。そのところで、もちろん次世代育成支援というところでしっかりとやっております。そのところをやっていく中で、また1つ、自治体の中で深く考えたことがあったそうです。

次世代育成支援というのは、子育てと子が自立していくということは一緒にやっていかなければならないよというふうに国も認めたことですよね。そう考えたときに、各自治体では、計画というのはこれで10年だと。どうなっていくのかということを考えたら、自分たち自治体の中で子どもを中心として、子どもが自立して自分なりに育していくには、また、周りが協力するにはどういうふうにていったらしいのかということをちゃんと条例化して、自治体としてももう少し理念をしっかりとさせるということが大切ではないのかというところで始まったそうです。

そして、富士市でも十分に次世代育成推進法にのっとってやっているということですが、これでいろいろと連携をとっていく、こういうふうにとてておりますと言っておりますが、実際に実践的に家庭とか学校、困っている子どもと親の支援というところは、真の意味で本当にしっかりと連携がとれているというふうに思われているのでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 福祉部長。

○福祉部長（井出哲夫 君） 現在、次世代育成支援計画の後期計画の策定に向けて、市民懇話会並びに府内組織である政策委員会をやって進めております。これまで計画の実行につきましては、年2回の福祉推進会議もありまして、市民の学識経験者を中心にその評価なんかをしていただいております。それとあわせて、この推進に当たりましては、関係各課とも話し合いながら、毎年計画の推進については話し合ってきておりますので、十分連携をとっている中で進められていると思っております。

以上です。

○議長（小長井義正 議員） 8番山下議員。

◆8番（山下いづみ 議員） それぞれはそれぞれの課で頑張っているということですけれども、それでは、市民または富士市に住む子どもたちはどういうふうに思っているのかというところに、例えば富士市次世代育成支援契約ニーズ調査業務の自由意見というところで、ここにいろいろ出てきましたよね。そういうところで、例えば連携をとってやっているというところに、すごくたくさんの市民の声というのが本当にいろいろと出てきているわけです。そのところに登校拒否の子どものケアということをもっと深くやってほしいとか、いじめに関しては警察とかカウンセリング、児童相談所とのかかわり、もっと密な連携が必要ではないのかであるとか、すごく支援事業がたくさんある。でも、こっちの課でやって、こっちの課でもやって、それ何か似たようなことで重複しているところもある。それではもったいない。もっと全体的に見直す必要があるのではないかというような、これはほんの少しですけれども、そういうふうに市民の意見であるとか、例えば教育委員会の方では、自己点検評価報告書、平成20年度のところですね。今後の課題という

点のところで、教育委員会というところに、これがなかなか市民には、地域住民の意向の把握をするところもあるよというところまではそんなに市民には浸透していない。

では、実際にいろんな事務の執行率を上げるためにどうなのかというところに、他の部局との連携強化が必要であるというふうに書いてあるんですね。これは教育委員会の中の課には本当に速やかにぱぱぱっといくというようなことだけれども、他の課、他の部になると、その対応に時間がかかる。だから、これはもう少しちゃんとした方がいいんじゃないのかというような意見も出ております。

私は、子どもとか家族とか連携とか、そういうようなテーマの質問をよくするわけですが、そのときのヒアリングのときに、例えば福祉とか教育とか、いろんな部の方、課の方が来てお話しするときに、皆さん、すごく真剣に一生懸命答えてくださるんですね。だけれども、途中の微妙なところで、それはそっちの課じゃない、それはこっちの課じゃない、それはこっちじゃないというところで、自分たちで困ってしまうような状況があるんですね。これは、その人たちが悪いわけではなくて、今なっている行政の縦割りですね。そのところで市の職員も全力を尽くし、やりきれないところがあるのではないかと思うわけです。

では、他市のようにもっと総合的にしっかりと条例もつくってやろうよといったところに出てきた以前、つくる前はどういうことがあったのかというと、それぞれの課の職員はそれにいつも一生懸命やっていた。全力でいつもやっていた。でも、もう少しちゃんと連携がとれたら、もっといいサービスが市民、子どもたちにできるのにと思いながら、でも、仕事がたくさんあるので、目の前の仕事に追われて追われて、いつも自分たちのやるべきことの決まっている枠の中でやることをやって終わっていた。でも、どうにかすればいいのにと思う職員がいたそうです。

そして、その音頭をとるのは、そういう職員じゃないですよね。こういうところで条例でつくろう、富士市としてのこういう方向性を持っていこうというのは、だれかというと、そのトップであるリーダーですよね。というと市長ということになってくるわけです。これというのは、ほかの自治体のところで本当に連携することが大切だと、本当に皆さんは思っているんです。だけれども、実際にやろうといったら、すごくいろんな事業とかかわりがあって、そういうことが本当に自分たちの自治体でできるのかとすごく心配にもなるし、すごく大がかりだと思うわけです。実際に思いますね。

今ここで話した5つの中でも、本当にいろんな課も出てくるし、やっている。だけれども、今やっているといった中で、赤ちゃんが生まれてから亡くなるまでの間の細かいことを言っていたら、抜けているところはたくさんあります。そうですね。子どもに支援とはいっても、それはいつも大人の目線であるとか親の目線。では、今、小学生とか中学生がどんな思いとか、どういうふうに思って、そういう声を酌み取って形にして事業としてやっていくのか。そういうことというのはまだ抜けていますよね。これは例えば1つの例だけです。

そういうふうに考えていくと、今、次世代育成支援法、そういうことを5年やって、あと5年という中で、これはもう市長が次に行くということを前提で話しちゃっているんですけども、この条例とかをつくるというのは、本当に1日2日、1年2年で簡単にできるものではないんです。ですから、このときにしっかりと富士市も子どもの支援、子どもが育つということは何なのか、富士市として何ができるのかということを考え、条例という形につくっていくということがすごく大切だと思います。

それは今、皆さん納得していますよね。教育とか福祉とか、医療とか保健とか、すべてが連携して効果を出していくことが大切だと、それはわかっていますよね。では、それにはどうしたらいいのかといったら、それぞれの課で、その課でやることをやるわけじゃなくて、何が大切かというと、これからそういう事業に対して考え方とか理念の統一をしっかりしていく。それを大きく考えて、一番のポイントにいくところは条例になるわけです。

もう少し言うと、例えば今、富士市には富士山があって、教育委員会は8合目、こっちは5合目にいて、8合目頑張っていますよ、5合目頑張っていますよ、でも、それぞれにやっています。でも、必ず富士市として、富士山のてっぺんに理念とかしっかりした考え、こういうことで結果を出していくということが常に同じ線につながっていない限り、その場は盛り上がり、こっち側が余り盛り上がらない。連携はとるけれども、こっちは太いパイプを出しているのに、向こうは細いパイプしか出してこない。こういうふうになってくると、ずれが出てくるわけです。ですから、ぜひとも条例制定、どういうことが必要なのか、まず考える、協議をしてみるということも必要ではないかと思いますが、市長、どうでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 教育長。

◎教育長（平岡彦三 君） 先回、小沢議員の方から、この件について質問があり、私の方でお答えをさせていただいてありますので、少しお話をさせていただきたいと思います。

小沢議員の第1質問の中で、子ども権利条約の制定について強く求められました。そして、私の方では、それについて研究をしていくというようなお答えをさせていただきました。それを受けまして、小沢議員はさらに細かく、もっとスピードアップして速度を上げてしっかりやってくれということがありました。

私たちも事前に調査をしておりましたので、調査の中で川崎市の様子を見ていきますと、足かけ4年ぐらいでできている。そして、その中にも担当部署をつくって条例制定に当たっている。そして、完成したときには、1つの担当部署をつくっている。そういうようなことを考えていくと、今の段階で条例制定に向かって私たちが責任を持ってお答えするのはちょっと難しいということで、第2答弁では教育委員会の中で条例にかかわるものしっかりと見きわめて進めていくというようなお答えをさせていただきました。

研究をするという答えであったから、山下議員の言われたように、全庁的にかかわりを持って動かさなきゃいけないという役割をあの中で負ったかもしれません、その点について少し努力が足りなかったなと思います。その件についてはおわびをしたいと思います。

○議長（小長井義正 議員） 8番山下議員。

◆8番（山下いづみ 議員） 今、条例化というところで教育長が答えてくださいましたけれども、研究調査とか、やっていくのかというの、教育長というよりも、やはり市長がどう考えていくのかということだと思うんです。そういうところでぜひ市長の強いリーダーシップをとっていただきたいというふうに思っているわけです。全国的に子どもとか子育て支援という整備は、本当にちゃんとやっていくことが大切だよということは認識していて、やっていきましょうとどの自治体も思っているし、やっているそうです。

そして、この条例に向けてかかわる専門家たちは、どういうことを最終的に言っているのかというと、今、子ども、子育て支援整備をちゃんとしましょうという認識があるよ。でも、それをしっかりと条例化させようと進む自治体ということはどうなのかというと、

今ある富士市なら富士市の現状、現象を深刻にしっかりととらえなければ、自治体施策を体系的、継続的に整備しなければならない、こういうふうに認識ができない。今、連携しますということはどうなのかというと、今の縦割りの行政が市民へのサービスにもう1つ何かスムーズにいかないというところがあるよというふうに言っているわけですね。

ですので、ここで、これは今、教育長がなかなかこういうところはというよりも、私は市長が子ども施策ということに対してどういうふうに思っているのか。そういうふうに思ったところで、条例にするのか、総合計画にしていくのかというところですよね。実在のところでは、生まれ育つすべての子どもを主役としてとらえて、次に社会を担う1人の自立した大人に成長できるように応援すると。本当に応援するというふうに、もちろん書いてあるんですけども、その応援の仕方ですよね。それは今ここで政策とか政治に携わっている者は、どういうふうに表現していくのかといったら、旗を振って頑張れ、頑張れじゃないんですよね。条例というのはすごく重みがあると。

例えば平成19年、豊田市の子ども条例をつくったところでは、なぜつくったのかといったときに、次世代育成支援、でも、総合計画というのはいずれそれが終わる。それにはもう少しどんなことがあろうとも揺らがない、ばらばらにならないようなしっかりとした理念ということで条例にしよう。それに条例というのはもっと重みがあるというところなんですね。

そういうところで、例えば豊田市が子どもの視点から、子どもの置かれている状況はどうなのか、親の視点、親にとってはどういうことが大切なのか。それを行政、政策立案の視点から、どんなことが大切なのかというところになるわけです。そこに、例えば豊田市では、子どもに関する行政は国の法体系や所管官庁に引きずられ、縦割り的であることも指摘されていると。子ども条例を制定すると、その規定は豊田市内で法的拘束力を持つ。だから、常に総合的に子どもの視点も検討されて、事業、それにちゃんと予算がとれていくと。

権利条約というところが一番ベースにはなってくるんですが、それは必ず子どもの意見ということも大切で、大体条例をつくるというのは、豊田市もそうですけれども、5000人ぐらい参加していろんな子どもの意見。その1つも条例の中に入っているそうです。でも、その中に、子どもはいつもどんなことを考えているのかというところに、例えば他人に構わずたばこを吸う人が多いから喫煙マナーをわきまえてとか、そんなことを言ったりするけれども、子どもにとって、子どもを甘やかせたりせずにきちんとしかってほしいとか、自分のことに責任を持った社会のルールを守る大人になりたいとか、すごくいろいろと子どもなりに考えて、夢とか希望とか立派な大人になりたいとか、そういうことを考えているわけですね。

そういうふうなことも考えていきますと、総合的子ども条例といっているのは、富士市に住んでいる子どもの視点、大人の視点、事業者の視点、いろんな視点、それをまとめて、いかに富士市が富士市なりのよさを出した特性を持った方に進んでいけるのか。支援ができているのか。強いて言えば、それを子ども条例という形にしてやっていけないのか、やっていった方がいいのではないのかということを言っているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 市長。

○市長（鈴木尚君） 山下議員はすべてご理解をいただいた上で提案をされているというふうに思います。この子どもの権利条約、あるいは子どもについての条例を制定すると

いうのは、最上位の決めになるわけで、さまざまな施策を進めたり、いろいろな対応をしていくためには、これは最も強い意思表示になるということもよく承知をしております。

しかし、先ほども説明させていただきましたように、多岐にわたるということもございますし、また、それがご指摘いただいている縦割り行政のということになるのかもしれませんけれども、子どものことになりましたら、当然教育委員会との整合性ということを進めていかなければならぬ。私としては、やはりより強い意志を持って取り組みたいという気持ちを持っています。

ちょっと話がそれで恐縮ですけれども、今回、研究という言葉についてどうも評価が低いようありますし、研究ということについては、私は先ほども説明させていただきましたように、研究させていただくということで、何もしないというお答えをしたことは1回もなかったと思います。その後のどうなっているかという先ほどの小山議員のご質問のご指摘の中で、こういうことを研究しましたよということを申し上げております。

したがいまして、いろいろと大変難しい問題であるということもありますので、私たちが研究という言葉で申し上げたとしても、それはやる気がないということではないということも、これもご理解をいただきたいなと思っております。条例の制定について私自身が後ろ向きではありませんし、これにはそれなりの準備期間、あるいはしっかりした研究、また調査をした上で、そして今ご指摘をいただいたとおりのさまざまな問題点があるわけです。それらをしっかりと解決した上で条例制定に向かえるかどうかということを今後しっかり研究、対応していきたいということありますので、これは議員がご指摘をいただいていること、あるいは過去にもこの議場でそういうご指摘をいただいたこと、これらも決して研究という形で消してしまったわけではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小長井義正 議員） 8番山下議員。

◆8番（山下いづみ 議員） 今言ったことで、またしばらく待つということで、ぜひ研究調査を進めていってほしいと思います。

最後ですけれども、なぜ各地で子ども条例、ここ10年ですごく進んでいったんですね。それは地方分権が進んでいったということと、少子化ということで子どももだんだん少数派というふうになっていく—子どもを甘やかすとか大事にするとかではなくて—。ですので、子どもへの関心、地方分権、そして富士市の自治体の独自性を出してやっていけるということでも、どんどん進んでいるということですので、いろいろと研究調査、また資料も私もたくさん持っておりますので、渡したいと思いますので、ぜひ進んでいってほしいと思います。

では、質問を終わりにいたします。